

## 第2章. 内国民待遇及び物品の市場アクセス

物品の貿易に関して、各国の譲許表に従い関税を撤廃等することを規定するとともに、内国民待遇、輸出入の制限、再製造品の取扱い、輸出入許可手続の透明性、行政上の手数料及び手続、輸出税等、物品の貿易を行う上での基本的なルールを規定する。また、農産物の貿易に関連する、輸出補助金、輸出制限等について規定するほか、遺伝子組換え作物に関する情報交換等についても規定する。

また、本章の附属書である譲許表には、個別品目の関税の撤廃又は削減の方式、関税割当の詳細、個別品目のセーフガード等が規定されている。

本章のルールにより、例えば以下のようなメリットが考えられる。

### (1) 輸出税の新設・維持の禁止

※マレーシア（石油、パーム油、木材、魚等）及びベトナム（鉱物資源等）の輸出税が原則撤廃される。

### (2) 輸入許可手続の透明化

輸入許可手続を新設する場合又は現行の手続を修正する場合は、施行の60日前までに通報を行う努力義務や締約国からの合理的な質問に対する応答義務（60日以内に応答）を規定。

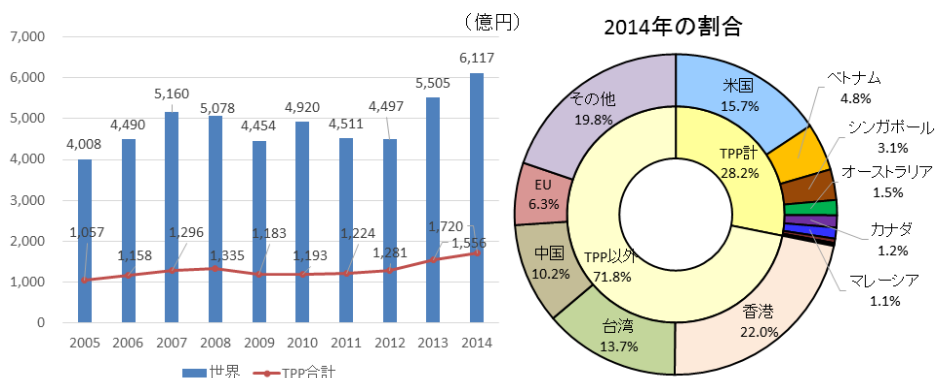
### (3) 輸出許可手続の透明化

輸出許可手続を新設する場合又は現行の手続を修正する場合は、遅くとも施行後30日以内に公表する義務等を規定。

### (4) 食料の輸出制限の規律強化

食料の輸出制限について、その適用期間を原則6ヶ月間とすること等、WTO協定には定められていない規定が設けられたことで、輸入国側の食糧安全保障の強化に寄与することが期待される。

## 我が国の農林水産物のTPP協定交渉参加国への輸出額推移



出典：農林水産省二国間貿易実績より作成